

令和元年5月 総務委員会（所管事項説明）

令和元年5月20日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時39分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（説明資料）

【報告事項】なし

根本警察本部長

私からは、本県における治安情勢と県警察の主要施策について、御報告いたします。

お手元の説明資料の6ページをお開きください。

まず、平成30年中の刑法犯認知件数は3,094件で、過去最多であった平成15年の約3割まで減少し、人身交通事故の発生件数も14年連続で減少するなど、数値上の治安は改善基調にあります。

しかし、ストーカーや児童虐待等の認知件数は高い水準で推移しているほか、飲酒運転による死亡事故や特殊詐欺の被害額が増加するなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況にあります。

また、今後発生が懸念される南海トラフ地震をはじめとする、あらゆる自然災害に的確に対処できるよう活動拠点の整備、機能強化等を計画的に進める必要があります。

これらの治安情勢等を踏まえ、県警察では、昨年に引き続き、本年の運営指針を「安全安心を誇れる徳島県の実現～県民を守る『力強い警察』の確立～」と定め、各種施策を推進しております。

続きまして、主要施策の5項目について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

高齢者を中心とした特殊詐欺被害防止対策や、ストーカー・配偶者暴力等への早期介入による危険事態の防遏・<sup>あつ</sup>検挙と被害者の安全確保を徹底するほか、地域の治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

昨年中の特殊詐欺事件につきましては、認知件数35件、被害金額約1億7,000万円という状況であり、14件6人を検挙いたしました。引き続き、タイムリーな情報発信により、注意喚起を図るとともに、被害の防止と検挙の両輪で対策を強化してまいります。

また、ストーカーや配偶者暴力等に対しては、関係機関との連携強化により、被害者の安全確保を最優先として対応してまいります。

さらに、防犯ボランティア団体と連携したパトロール活動をはじめ、地域の情勢に応じた犯罪抑止対策を強化してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

新たな刑事司法制度に適応した警察捜査の構築に向けた取組を推進するほか、重要犯罪等の早期検挙・解決に向けて、最大限の捜査力を傾注いたします。

また、利権構造等に絡む不正事案の摘発や暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を強力に推進してまいります。

昨年中の殺人、強盗などの重要犯罪は、認知件数47件、検挙件数38件、検挙率は約8割という状況でありました。重要犯罪の発生は、県民の体感治安の低下に直結することから、事件発生時には捜査力を集中的に投入するなど、引き続き、早期検挙に努めてまいります。

また、暴力団対策につきましては、平成30年中、神戸山口組狭友会組員による恐喝事件など31件28人を検挙いたしました。今後も組織の壊滅に向け、徹底した取締りを推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底抑止であります。

高齢運転者の安全対策や交通弱者の事故防止に向けて、交通安全意識への取組や関係機関等と連携した情報発信、重点を絞った交通指導取締り等、総合的な交通事故抑止対策を推進してまいります。

昨年中の人身交通事故の発生件数や死者数は、前年と比較して減少しておりますが、本年は昨日現在で死者数20人と多発傾向にあり、2月から4か月連続して交通死亡事故多発警報が発令されるなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

県警察においては、本日までの春の全国交通安全運動期間中、子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止等の各種施策を進めているところであります。この運動を契機として、関係機関・団体との連携による広報啓発活動や、参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、飲酒運転など危険性の高い違反行為に対する取締りを推進してまいります。

第4は、大規模災害等への徹底対処であります。

大規模災害等に対し、迅速的確な対応をするため、関係機関等との連携や災害警備訓練等を実施し、対処能力の向上に努めるほか、厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、テロの未然防止に向けた諸対策を推進してまいります。

昨年は、相次いで台風が本県に上陸し、多くの被害が発生したほか、広島県、岡山県の被災地には、緊急災害警備隊など延べ101名の警察官を特別派遣し、被災者の救出救助等に当たったところであります。

また、本年はG20大阪サミットやラグビーワールドカップが開催され、来年には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるところであります。

県警察といたしましては、関係機関・団体等と連携し、テロの未然防止に向け、万全の対策を講じてまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

人口の都市部への集中や高齢化の進展、警察へのニーズの多様化など、地域や社会情勢が大きく変化する中、限られた人員を最大限に活用し、これら治安情勢の変化に的確に対

応するため、組織体制の見直しやワーク・ライフ・バランスに配慮した組織運営に取り組んでまいります。

県警察では、昨年、徳島市周辺の4警察署を統合したところでありますが、来年4月には、阿南警察署と那賀警察署の統合を行う予定であります。

また、本年2月には、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンを策定するなど、更なる組織体制の再編に取り組んでまいります。

以上、県警察が取り組む主要施策について、御説明いたしました。

委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 鶴岡警務部長

続きまして、私からは本県警察の組織と事務分掌について、御説明申し上げます。

はじめに、組織について御説明申し上げます。

県警察は、徳島県公安委員会の管理の下に、警察本部長が警察全体の事務を統括しているところでございます。

組織といたしましては、お手元の説明資料1ページにありますとおり、警察本部に五つの部、30の課などがあり、更に警察学校、そして警察署11署があります。なお、交番・駐在所につきましては、交番25か所、駐在所99か所などとなっております。

続いて、部署別の組織について御説明申し上げます。

説明資料10ページから22ページのとおりでございますが、4月1日現在、警察本部においては、資料10ページにありますとおり716人の職員を、警察署においては、資料16ページにありますとおり1,132人の職員を配置しており、職員総数1,848人の体制となっております。

続いて、事務分掌について御説明申し上げます。

まず、警務部でございます。

説明資料23ページから26ページにありますとおり、警務部には、総務課、会計課、警務課など10の課がありまして、その事務分掌と幹部職員につきましては、記載のとおりでございます。

次に、生活安全部でございます。

資料27ページから28ページにありますとおり、生活安全部には、生活安全企画課、地域課など五つの課がありまして、その事務分掌と幹部職員につきましては、記載のとおりでございます。

次に、刑事部でございます。

資料29ページから30ページにありますとおり、刑事部には、刑事企画課、捜査第一課など五つの課と一つの所がありまして、その事務分掌と幹部職員につきましては、記載のとおりでございます。

次に、交通部でございます。

資料31ページから32ページにありますとおり、交通部には、交通企画課、交通規制課など四つの課と二つの隊がありまして、その事務分掌と幹部職員につきましては、記載のとおりでございます。

次に、警備部でございます。

資料33ページにありますとおり、警備部には、公安課、警備課など二つの課と一つの隊がありまして、その事務分掌と幹部職員につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、資料33ページにあります、警察学校でございます。

その事務分掌と幹部職員につきましては、記載のとおりでございます。

以上、県警察の組織と事務分掌について、御説明を申し上げます。

#### 山本警務部理事官

私からは、令和元年度歳入歳出予算の総括等について、御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお開きください。

令和元年度警察本部当初予算額については、総括表の一番下の欄に記載のとおり227億2,406万3,000円で、前年度当初予算額と比較して12億8,280万7,000円、率にして6パーセントの増額となっております。その財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

当初予算額の区分につきまして、事項ごとに御説明いたします。

まず、公安委員会費として、公安委員の報酬、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務などに要する経費1,276万8,000円、次に、警察本部費として、警察職員の給与、警察施設の光熱水費及び維持管理などに要する経費175億4,533万7,000円、次に、警察施設費として、警察署及び交番・駐在所の整備、警察施設の防災機能強化などに要する経費21億6,894万4,000円、次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成などに要する経費7億3,723万2,000円、次に、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給などに要する経費1,927万円、最後に、警察活動費として、装備品の整備や交通安全施設整備などに要する経費22億4,051万2,000円という状況であります。

続きまして、3ページを御覧ください。

繰越明許費の状況について、御説明いたします。

令和元年度への繰越事業は、管理運営費として、警察施設のブロック塀の安全対策に係る経費のうち1億5,966万4,000円、自動車運転免許試験及び行政処分事務に要する経費のうち8,000万4,000円、交通指導取締りに要する経費のうち285万7,000円であります。

繰越しの理由につきましては、新元号に対応するシステムの改修など、計画に関する諸条件により、昨年度内の執行が困難になったことから今年度に繰り越したものであります。

最後に、4ページを御覧ください。

債務負担行為の状況について、御説明いたします。

まず、警察署整備事業業務委託契約として、徳島中央警察署施設整備における建設モニタリング支援業務944万9,000円、警察署整備事業工事請負等契約として、警察本部庁舎のエレベーター更新工事2億7,905万7,000円、徳島県警察航空隊事務所止水板設置工事請負契約として7,425万円については、それぞれ令和元年度及び令和2年度の2か年で実施することとしており、令和元年度に2か年分の契約を締結する必要があることから、あらかじめ議決を受けたものであります。

次に、運転免許証作成システム電子計算機賃貸借等契約7億8,228万円、警察本部電子計算機等賃貸借契約4億4,817万2,000円、ICカード化運転免許証記載事項確認装置等賃

貸借契約998万6,000円、電子署名生成装置等貸借契約5,124万円、通信指令システム電子計算機等貸借契約11億1,102万5,000円、交通管制システム上位装置電子計算機等貸借契約1億6,815万6,000円、これは、いずれも現行システム及び装置を更新して令和2年度から運用を開始することとしており、令和2年度から令和6年度までの5か年分の貸借経費について、あらかじめ議決を受けたものであります。

以上、令和元年度歳入歳出予算の総括等について、御説明を申し上げます。

#### 岡田委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、所管事務に関するもの及び特に緊急を要するものにとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきましては、委員一人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 中山委員

私は9年目になりますが、9年のうち8回が総務委員会に属しておりまして、今一番総務委員会に詳しい議員ではないかと自負しておりまして、その中で、毎回委員会で交通事故防止についてお願いをしているわけでございます。

まずは、先ほど説明のあった県警察1,848名の方に、本県の治安維持に対して昼夜を問わず努力、御尽力いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

しかしながら、先ほど本部長の重点事業の中で、第3番目の交通死亡事故の徹底防止について、いろんな対策をとっていただいているわけでございますが、残念ながら現在、交通事故死亡者数が20名ということで、4か月連続で交通事故多発警報が発令されているとお伺いしました。特に、高齢運転者の事故防止は、喫緊の課題ではないかと思えます。そして、何よりも20人ということで、人口10万人当たりの死者数が全国でワースト1という不名誉な事態になっていると聞いております。

現段階での交通事故の発生状況及びその特徴について、お伺いしたいと思います。

#### 住友交通企画課長

県下の昨日までの交通事故発生状況は19件20人と、前年同時期と比べ11件12人増加しており、極めて厳しい情勢であります。

今年の交通事故の特徴につきましては、65歳以上の高齢者が15人と死者の4分の3を占めていること、歩行中の死者7人全員が高齢者で、うち夜間事故5人全員が反射材用品非着用であったこと、自転車乗車中の死者5人のうち4人が高齢者で全員がヘルメットを非着用であったこと、交差点事故による死者が11人と全体の5割以上を占めていること、道路横断中の死者4人全員が高齢者で、うち夜間事故が3人、昼間が1人といった傾

向が見られているところでございます。

中山委員

昨年同時期と比べて現時点で11件12人増えていると。昨年は最終的に何人でしたか。

住友交通企画課長

31人でございます。

中山委員

まだ半年にもなっていないのに20人、単純に計算したら40人を超えるのではないかと非常に危惧しているところであります。その中で、毎回お聞きしますけれども、高齢者の割合が非常に高いということで、5年間の高齢者が関係している事故について、その推移はどうなっていますか。

住友交通企画課長

高齢化の進展に伴い、高齢者の人口が増加する中、全交通事故発生件数に占める高齢運転者による交通事故の比率は増加傾向にあるところでございます。

過去5年間の高齢運転者が事故の主たる要因となった第1当事者となる交通事故発生件数の推移を見ますと、平成26年が903件で構成率は20.7パーセント、平成27年が845件で構成率は21.9パーセント、平成28年が848件で構成率は23.7パーセント、平成29年が737件で構成率が23.4パーセント、平成30年が674件で構成率が24.0パーセントで、全体の交通事故発生件数が減少する中であって、高齢運転者による事故の割合は増加しているところでございます。

中山委員

お聞きしたところによると、4件に1件くらいの割合で高齢者が絡んでいるというふうなことで、依然として高齢者による事故というのは高止まりを続けていると思います。いろんな対策を講じていただいておりますが、特効薬というのはないものかと思います。自動車業界のほうも、踏み間違い防止装置や安全運転補助装置等いろいろ考えていただいているところではございます。

この前、うちの女房の愛車の軽トラックの調子が悪くて自動車屋に行ったのですが、最近では軽トラックにもストップ機能等、いろんな安全対策装置が付けられておりまして、全国的に事故防止という気運が高まっているのではないかと考えているところでございます。

高齢運転者対策は、いろんな多角的な対策を重層的に取り組む必要があると思いますが、今後、県警察におきまして、いかに高齢者対策に取り組んでいくのか御所見をお伺いしたいと思います。

住友交通企画課長

高齢運転者の交通事故防止対策は、重要な課題と認識しております。全国的にも高齢運

転者による重大事故が相次いで発生し、連日報道されているところでございます。

県警察といたしましては、関係機関・団体と連携し、現在、自動車学校と連携した高齢運転者に対する指導教育の充実、免許の自主返納のための取組の推進、交通安全施設の整備等、ハード面からの支援の3本柱を基軸といたしまして、高齢運転者に重点を置いた諸対策を推進しているところでございます。

今後、更に自治体や関係団体との連携を深めるとともに、民間事業者の御協力を得ながら、高齢運転者へのよりきめ細かな指導教育や、運転に不安を覚える高齢者の方々が免許をより返納しやすくなるような環境の整備、道路環境の整備や安全運転サポート車の普及等ハード面からの支援など、実効性のある総合的な安全対策をより一層推進してまいりたいと考えております。

#### 中山委員

先ほどおっしゃったように、各種団体との連携というのは必要不可欠ではないかと思えます。それに加えて、毎回言っていることですがけれども、各署員が巡回連絡に行ったときに、例えば高齢者世帯、高齢者がおられる家族に対して、こういう事故が最近起きているという事故例の情報を流すことで、家族の人たちも巻き込んで高齢者対策をしていくべきではないかと。いかに警察の人たちが頑張っても、例えば潜水橋で落ちてしまって亡くなったというような事故もあります。

ですから、危険な場所に近づかない、狭い道路や危ない所は極力通らないように、家族の人たちを通じて高齢者の人たちに説明をお願いしていく必要があるのではないかと思います。1,848人の少数精鋭でやられていますので、細かいところまで警察の責任になるというわけにもいかないし、そんなことまでお願いするわけにいかないと思えます。いろんな各種団体や、まずは家族を巻き込んで、是非とも交通死亡事故を昨年以下に抑えるような努力をますます続けていただきたいと思えます。

それともう1点、最近、普通に歩いていても事故に巻き込まれるというような悲惨な事故が起きております。5月8日にも、滋賀県大津市におきまして、散歩中の保育園児の列に車が衝突して幼い園児が犠牲になるという悲惨な事故が起きました。県内においても、歩行者が犠牲になる死亡事故が相次いでいる状況であります。

そこで、過去5年間に歩行者が巻き込まれた事故について、どのくらいあるのかお伺いしたいと思います。

#### 住友交通企画課長

全交通事故死者に占める歩行者が犠牲となる死亡事故の割合につきましては、例年、3割前後で推移しており、歩行者の事故防止対策は重要と認識しているところでございます。

過去5年間の歩行者が犠牲となる死亡事故の推移を見ますと、平成26年が9人で全死者31人の29パーセント、平成27年が8人で全死者27人の29.6パーセント、平成28年が14人で全死者49人の28.6パーセント、平成29年が11人で全死者34人の32.4パーセント、平成30年が7人で全死者31人の22.6パーセント、本年は昨日現在7人で全死者20人の35パーセントを占めているところでございます。

中山委員

かなり高い比率を占めているということが分かりました。ついこの前の新聞にも、通学路の全国一斉取締りを行って、徳島県では148件の違反があったと聞いております。この前、敬老会に出席して、その辺のところを周知して、歩いていても事故に巻き込まれるおそれがありますよ、だから十分気を付けてくださいねというふうなことをお願いしました。小松島市のある幼稚園は遠足の場所を変えたり、いろんな対応策をとっております。警察だけではなかなか対応しきれないところがありますので、やはり、学校や保育園、また各種団体の協力を仰がなければ、なかなか防止にはつながらないと思います。

これもやはり、家族の人たちの協力が必要だと思っておりますので、その辺のところをしっかりと周知徹底していただきまして、これ以上、悲惨な事故が起きないように努力をより一層していただくようお願い申し上げます、質問を閉じたいと思っております。

扶川委員

今の御質問に関係しますけれど、私も大津市の園児死亡事故を受けての歩行者の安全対策について、若干補足みたいな形になりますが、お尋ねをいたします。

一般的にですけれど、県警察として、大津市の園児死亡事故を受けて何か対策をとられたことはありますか。

住友交通企画課長

県警察といたしましては、道路管理者、学校などと合同による通学路点検を行い、対策が必要な箇所への信号機や横断歩道の新設対策等を推進しているところでございます。

扶川委員

園児に限らず今回のようなパターンの交差点の事故というのは、歩道に対してポールを設置するとか、ガードレールを設置することで防げる場合もあるというようなことも報道されています。

一体、徳島県はそういう必要な箇所というのがあるのかなのか疑問を持ちまして、どのように把握しておられるのか教えてください。

住友交通企画課長

県警といたしましては、学校や道路管理者と連携いたしました通学路の点検、新入生の入学時期に合わせた春の交通安全運動の実施、学校や自治体・関係団体と連携した交通安全教育や通学路における見守り活動、交通指導取締り、こういったことに取り組んでいるところでございます。

扶川委員

取り組んでいただいているのはよく分かったのですが、それは全て必要なことと思うのですけれど、まずは事故が起りやすい所を把握すると。県警察としては、事故の実態を一番よく知っておられて、それも発表されている資料があるということで見させていただ

きましたけれども、同じような事故が起こる場所がないのかどうか早急に調べて、道路管理者が当然設置しなければいけないものではないでしょうか、道路管理者に対して意見を申し上げます。ここは同じような事故が起こる可能性がありますよ、交通量も相当ありますよ、そういう意見を申し上げて連携をする、そういうことが大事だろうと思いますがいかがですか。

住友交通企画課長

警察といたしましては、悲惨な交通事故が繰り返されないためにも、引き続き、道路管理者と連携を緊密にし、交差点等における交通安全の確保に努めてまいります。

扶川委員

大事なことでしつこいですが、道路を新設したり改修したりするときに、警察のほうから道路管理者に対して意見を言ったり助言をしたり、そういうことをする仕組みというのはあるのですか、ないのですか。

住友交通企画課長

新たな道路の新設等に伴いましては、警察本部の交通規制課のほうと事前に協議を行いまして、必要な対策を申し入れているところでございます。

扶川委員

申し入れてもやらなければいけない義務はないのだろうと思いますが、やはり積極的に応じていただけるように、特に今回の事故に関しては、明らかに右折してきた車に当たってはね返ったと原因もはっきりしているわけです。ここにポールかガードレールがあれば、死亡事故を防げたという対策もはっきりしているわけで、同じようなことが起こりかねない場所があれば積極的に調べて、既設の道路に関しても改めて申し入れていただきたいのですがいかがでしょうか。

岡田委員長

小休します。（11時15分）

岡田委員長

再開します。（11時15分）

住友交通企画課長

危険箇所について、把握することの重要性については理解しているところではございません。こうした所も含めまして、道路管理者をはじめとする関係機関・団体と危険点検を積極的に実施し、必要な箇所には個別的に提言を行って、交通事故の抑止に努めてまいりたいと考えております。

## 扶川委員

是非一つよろしく願いいたします。予防が大事ですから、事故が起こってからでは遅いので、徳島県で起こらないという保障はどこにもないわけで、災害も同じですけれども、事故の可能性のある所は潰していく、そういうふうをお願いしたいと思います。

それから、保育園の関係ですけれども、道路管理者との連携だけではなくて、関係団体とおっしゃる中には当然、学校や保育所、幼稚園などとの連携も入ってくるのだらうと思います。先ほど中山委員もおっしゃったように、遠足の見直しみたいなこともされている所もあるようですし、大津市ではキッズゾーンを作ったらどうかなどの議論をされているようです。

一体、どういう所を園児が歩いているのか、どういう形で散歩しているのか、そういう散歩の仕方について安全管理上は大丈夫なのか。やはり、これはプロとして、警察が助言を差し上げるというのも一つの方法ではないかと思うのですけれども、そのあたりの連携というのは、今後考えられませんか。

## 住友交通企画課長

交通量が多い地点やガードレールのない箇所を関係機関と連携いたしまして、そういう箇所を洗い出して、ポストコーン等、必要な施設の設置に向けて努力したいと考えております。

## 扶川委員

施設は是非そうしてほしいのですが、私が今申し上げたのは、散歩のさせ方です。歩車分離がしっかりしていて、よほどのことがない限り車が乗り上げて重大事故になるようなことがないだろうという所ばかりだったら良いのでしょうけれども、そうではない所もあると思います。そういう所が散歩のコースに含まれてないか、あるいはそういう場所が含まれていた場合に現地の警察官が誘導する、協力するとか、そんなことも可能なのではないかと思います。

ですから、子供の安全をその園と一緒に協同して守っていく上で、そういう相談や協力を密にしていく必要があるのではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

## 船本交通部長

通学路・通園路、それから委員御指摘の散歩コースについては、先般の大津市の事故を受けて、現在進めているところでございます。

例えば、散歩コースにつきましては、さきに報道もされておりましたので御承知いただいているかも分かりませんが、半田保育所などは、地元の警察署、保育所の先生、自治体、これら園をはじめとする関係機関・団体の方とともに散歩コースを点検いたしまして、例えば歩道と車道の区分のない所であるというような危険箇所を、その現場でどのようにやっていくか。また警察として、散歩のときに対する見守りであるとか、ボランティアの方の御協力も得てというようなことについての対策を今講じているところでございます。

今、例に挙げました半田保育所をはじめとして県下全域において、更に保育所や教育機

関等とも連携しながら、危険箇所の把握並びに危険箇所における事故対策について、安全施設も含めて実施してまいりたいと考えているところでございます。

#### 扶川委員

是非、進めていただきたいと思います。保護者の方が、うちの所どうなっているのだろうと心配があると思うので、こういうふうに取り組んでいますという情報発信をそれぞれの地域で伝わるように広報もしていただきたいし、見守りなどに保護者の方の協力も得るなど、そういう方向に発展していければいいと思いますので、前向きによろしく願います。

次に、今、徳島中央警察署の建替えが進もうとしております。なぜか私、詳しいところがありまして、中の留置施設の問題について若干お尋ねします。

留置場というのは刑務所なども含めてそうですけれど、特に留置場は被疑者が入る所であって、刑罰を与える所ではないので人権に対する最大限の配慮というのが必要になってこようかと思います。そこで、どういう施設が今度できるのだろうかと施設の情報開示を求めたのですが、設計図は見せられないと。これはどういう理由か、改めて説明をお願いします。

#### 高橋会計課長

この春から徳島中央警察署の建築にかかっておりまして、この整備に関しましては、当委員会においても御支援、御理解を賜っており、お礼を申し上げます。

設計図等について公開できないのかということでもあります。警察署庁舎は、今お話にありましたが、身体を拘束している被疑者を収容している留置施設はもとより、警察活動の基幹となる無線設備であるとか、警察官はけん銃等を所持しておりますけれどもこうした武器の保管、その他もろもろの特殊な要因がありまして、ほかの行政庁舎と比べまして極めて特殊性が強く、また保秘の必要性も高いものと考えております。

警察本部も含め警察署等、警察施設の設計図などが明らかになった場合、内部の構造・設備等を公にすることが庁舎の保安、被疑者の逃走、また重要物品等の保全等の様々な観点から、警察の運営上に支障があると認識しておりまして、設計図は公開していないということでもあります。

#### 扶川委員

おっしゃるようないろんな都合があって、公開しにくい施設であるとは私も理解しています。ただ、留置場の構造やそこに置かれている備品というのは、そこに入っている人の人権に関わるものですから、逃走に利用されとかいうおそれがない限りは、できる限り説明を頂きたいと思います。図面が駄目なら口頭でも結構ですので、説明を頂ければと思います。

これからぼちぼちやっていきますけども、取りあえず今日のところは、書籍についてお尋ねします。ノルウェーは再犯率が16パーセントと世界一低いのですけれど、日本は45パーセントぐらいと聞きましたけれど間違いありませんよ、結構高い。刑務所で暮らしている時間のほうが長いような方も相当おいでだと思います。

やはり、こういう状況では、単に収容されている人だけが不安なのではなく、再犯率が高いから、刑務所に1回入っていた人、逮捕を1回されていた人が出てきたというだけで住民も不安になるんです。これは偏見も含まれていると思います。そうではなく、社会の中に溶け込んで迎え入れられて、再犯を絶対しないという環境を整備していくのが日本の司法の全体の大きな課題だと私は認識しております。この点だけ簡単に、本部長そうですね。

#### 根本警察本部長

委員御指摘の留置人の処遇についてでございますけれども、この処遇につきましては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づきまして、適正に行っているところでございます。

いずれにしましても、留置施設の適正な管理運営はもちろんのことですが、被留置者の人権の尊重などにも特に留意をして適切な処遇に努めてまいりたいと考えております。

#### 扶川委員

是非そのようにお願いしたいのですが、そこで、留置場に何も持たずに入った人に対して、最小限の生活用品などが支給されたり、新聞が読めたり、ラジオも若干聴けたりする状況があると思います。外国ではテレビを見せている所もあるし、書籍に関していえば、ちょっと貧相だというふうな印象を受けております。なぜ私がそのことを知っているのかは言いませんけれど、徳島中央警察署の蔵書数は250冊と聞いていますけれど、とにかくパラパラ開けたらページが落ちてくるような本も含め極めて貧相でございます。内容的には、小説や娯楽的なものから政治や社会に関わるような固い内容まで、結構センスが良いと思うようないろんな幅広いものが設置されています。しかし、まだそれで十分かというところでもないと思います。

やはり、留置場に入った人は、何でこういうことになったのだろうと内省の機会を与えられるわけですし、そこで実際の罪を犯した人が罰せられるのですけれど、えん罪の人もおいでになるので、いろんなことを考える、勉強する機会となるわけです。そのために、もう少し蔵書を充実してはどうかと。それから内容についても、品位を欠いたり暴力的な本は駄目でしょうけれど、ある程度入っている方がリクエストできるような仕組みがあったら良いのにと考えたのですけれども、今後改善していくことはできませんか。

#### 生原警務課長

留置施設の備付け書籍の御質問でございます。留置施設内の書籍の閲覧につきましては、基本的には自弁の書籍となっておりますけれども、経済的理由等によりまして、書籍等を自弁購入できない被留置者に対しましては、知的・教育的、また娯乐的活動等に対する援助措置ということで留置施設に書籍等を備え付け、閲覧させているところでございます。

備付け書籍等の数量に関する基準のようなものはございませんけれども、各警察署の留置施設とも、最大収容数の被留置者が同時に3冊ずつ所持したとしても十分に余る量の書籍を備え付けているところでございます。内容につきましても、国語辞典や六法全書など

のほか、小説、エッセイ、また登山やガーデニングであったりランニングといった趣味の本なども備えているところがございます。

#### 扶川委員

これですぐどうこうではないのかも分かりませんが、私1回、書籍を寄附しようかと考えたことがあったのですが、寄附行為は禁止ということで寄附はできないと断られましたのでやめました。図書館みたいなものまでは要らないでしょうけれど、ある程度そこにいる間、勉強してみたいと希望があったらかなえてあげられるような仕組みがあれば良いなど、今後、是非検討していただきたいと思います。

もう一つ、留置者にとって一番楽しみなのは、例えば家族や知り合いなどと文通することです。接見禁止が付いてないと、ものを書いて送って、激励やお叱りなどいろんなやり取りをすることで、非常に良い影響がある場合もあります。ですから、書ける環境というのが要るのですが、今の状況は、段ボールにガムテープを巻いたようなものを机にして、1個しかなくてそれを使い回ししているというふうに聞いております。首をつったり自傷行為をしたり、物を壊したりというおそれがないようにですけども、もう少し数を増やすなり、使いやすいものにするなり、余りにもお粗末でしたので工夫が要るのではないかと。そのあたりも改善いただきたいのですけれど、可能性はどうか。

#### 生原警務課長

いわゆる刑事収容施設法の規定によりますと、被留置者の方が使用することができる物は、被留置者の方が留置される際に所持した物品、又は留置中に取得した自弁の物品でありまして、これが保管に不便でなく、また腐敗や滅失するおそれ、あるいは危険を生じるおそれがない物に限定されてございます。具体的には、衣類、食料品、飲料、また日用品、文房具等の留置施設における日常生活に用いる物品、保管私物でございますけれども、このように限定されてございます。

そういった中で、例えば椅子や机といった物は、構造又は材質上、その用法等によっては自身を傷つけたり又は施設の設備・器具等を壊すなどの危険を生じさせるおそれがあるということから、管理運営上の支障があって居室内には持ち込むことができません。

委員御指摘の段ボール製の小机でございますけれども、これは信書を作成するために希望する者に貸し与えているものでございまして、現在、徳島中央警察署では4個を用意しており、午前8時30分から就寝時間までの間であれば、同一の人が長時間占有することがないように配慮して貸し与えているところがございます。

#### 扶川委員

もうこのぐらいにしておきますけれども、今お聞きしたことからも分かるように、留置場の構造は、恐らくトイレや食事する板間ぐらいは現状と同じようにあるでしょうけれど、机や椅子はないわけですね。それが、どうしてもそうでなければならぬというルールがないのであれば、もう少し弾力的にできないのかと。動かせない机みたいなのでできないのかと思ったりもしますが、今後、詳しく勉強してみたいと思います。

本部長がおっしゃったように、留置者の人権に配慮するというのは非常に大事なことで

ございまして、ただ配慮するだけではなく更正するためにしっかり勉強していただく、教育的に対応していただくことが非常に大事だと思いますので、そのようお願いをして終わります。

達田委員

先ほど御説明いただきました、7ページの重要犯罪等の徹底検挙という点でお尋ねしたいと思います。

47件の重要犯罪があつて、検挙が38件、8割方検挙されているというような御報告があつたかと思うのですけれども、残りの9件はどういう犯罪なのでしょう。

山田捜査第一課長

一部計上しております未検挙事案につきましては、放火事案、強制わいせつ等々ございますが、本年度に入り検挙できたもの、更に継続中の事案などでございます。

達田委員

先ほどの御説明では重要犯罪と言われましたので、検挙されてないとなりますと、また二次犯罪が起きるのではないかという心配が県民にとってはあるわけですね。何年かかなり前ですけれども、警察の検挙率が非常に高く優秀だというようなお話を聞いたことがあるのですけれども、今の検挙率は年次的に見てどのようになっているのでしょうか。

岡田委員長

小休します。（11時35分）

岡田委員長

再開します。（11時35分）

山田捜査第一課長

平成31年4月末現在の重要犯罪ということにおいて回答させていただきますと、平成31年4月末現在の本県の重要犯罪は、認知件数14件、検挙件数15件ということで検挙率が100.7パーセントという推移でございます。

達田委員

お聞きしたこととちょっと違うんですけど、このテーマね、5年でも10年でもいいんですけど、検挙率の推移がどうなっているかということをお尋ねしたんですけども、今年分というのは今お答えいただいたんですけども、先ほど御報告がありましたので、どういふふうになっているのかなと、非常に心配な状況だなと思ったんです。それで教えていただけたらなと思います。

岡田委員長

小休します。（11時37分）

岡田委員長

再開します。（11時37分）

佐藤刑事部長

検挙の推移の関係でございますけれども、10年間でお答えさせていただきたいと思いません。

検挙率につきましては、本県におけますと30パーセント後半から50パーセントの範囲で推移しているというところでございます。その10年間の平均は47.2パーセントということになります。10年間の全国の平均が32.5パーセントでございますので、14.7ポイント上回っているところでございます。

重要犯罪の関係で申しますと、ここ10年間の認知件数の平均が約47件ですが、平均の検挙率につきましては85.4パーセントとなっております。これは全国平均が70.0パーセントでございますので、15.4ポイント上回っているというような状況でございます。

達田委員

先ほど御報告いただきました中でも8割強ということでありましたけれども、全国平均よりも高いですと言われましても田舎ですので、後の2割の人が検挙されてないとなりますと、やはりどうなるんだろう、二次被害はないのかしらという心配があるわけです。

ですから、検挙率を高めるために今後、県警察としてどのような工夫をされていくのか。特に、お聞きしているのは重要犯罪というところで軽微な犯罪ではございませんので、その重要犯罪に対してどういうふうな対応をしていくのかということをごきちん目標として持っておられましたら、お尋ねしておきたいと思えます。

佐藤刑事部長

委員御指摘のとおり、重要犯罪の検挙率は低下するとか、まだ検挙に至っていないというものがあれば当然、県民の体感治安に大きく影響するところでございます。十分認識してございまして、そのためにも全力を挙げて検挙率向上に取り組んでいるところでございます。

特に例を挙げますと、事件発生時の初動捜査に重点を置いているところでございます。一つの警察署管内で発生いたしますと、その警察署だけの対応ではなくて、全警察署あるいは本部も含めまして、集中的に人を投入して検挙のために尽力するということが一つの例でございます。

達田委員

検挙率に対する目標数値というのはございますか。

佐藤刑事部長

目標といたしましては、当然100パーセントということでございます。

## 達田委員

もちろんそうですけれども、それに近づくように是非頑張っていたいただきたいと思います。人の配置、それから様々な科学的、いろいろな捜査の在り方というのも進歩していると思いますので、そういうものをきちんと導入するなりして、県民が安心して暮らせるような状況をつくっていただきたいと思います。

今後も引き続きお願いしなければいけない事項だと思っておりますので、今日はお願いをして終わりたいと思います。

## 岩佐委員

私も2期目になりまして今回初めての総務委員になるのですが、これまで特別委員会等でも若干警察関係については質問もさせていただいているのですが、今回、所管説明という中で、先ほど説明もありました重点事業の5番目に掲げられた、組織基盤の徹底強化に関連して、少し質問させていただけたらと思っております。

まず、警察には先ほど来の話にもあるのですが、事件や事故への的確な対応というのが当然求められているわけですが、今回、組織基盤の強化ということで、その構築というのが大変不可欠であるというふうには考えております。その中で、交番や駐在所の管轄区域を見直す、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンについても説明があったのですが、これについて少しお伺いしたいと思っております。

昨年度末に、県下の交番や駐在所の在り方を見直す中長期ビジョンを策定したと承知しているのですが、改めてこのビジョンの中身や策定に至った背景、概要について教えてください。

## 船本企画課長

中長期ビジョンの中身、経緯や背景でございます。

県警察におきましては、平成29年に策定をいたしました警察署再編整備等総合計画の柱の一つといたしまして、交番・駐在所機能の充実強化を掲げ、複数の交番の統合による交番の大型化や民間施設等を活用したテナント型交番の整備、更にPFI手法を活用した駐在所施設の一括整備等に取り組んできたところでございます。

これら施策は、警察署の統合と同様、現在の社会・治安情勢や道路事情等の変化に対応することを目的としたものでございますが、その後も、他県では交番勤務員が襲撃される事件が発生するなど、引き続き、地域警察を取り巻く環境は変化しているところでございます。

そこで、こうした変化に的確に対応するため本年2月、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンを策定いたしまして、これまで推進してきた施策を更に深化させようとするものでございます。

本ビジョンの基本方針につきましては、一定の人口が集中する地域には、複数の勤務員が24時間体制で事案に対応するため複数の駐在所を統合の上、交番を整備すること、それと、警察署から遠隔地にある山間・沿岸部等には、引き続き駐在所機能を維持すること等といたしまして、警察力の更なる強化を図ろうとするものでございます。

先ほど達田委員からも御質問がございました、捜査力の集中運用や検挙の向上につきましても、統合によるスケールメリットを生かすことによって更に深めていこうということでございますので、正に交番・駐在所のこのビジョンの在り方、管轄区域の見直しにもつ

ながっていくものと考えております。

#### 岩佐委員

時代であったり、当然その環境であったり、また警察官の働き方等にも関わってくるのではないかと思うのですが、都市部においては駐在所を集約して交番化をしていく、そして24時間体制にしていくということです。この中長期ビジョンに先駆けてにはなると思うのですが、昨年の12月7日に開所式があって私も出席させていただいたのですが、阿南市にありました駐在所三つを統合して交番化したということです。これによって24時間体制で出動ができるとお聞きしたのですが、一方で、以前あった駐在所の周りの方からは、警察官がいなくなるという不安な声も若干聞いたりします。

先ほどの御説明の中にも、スケールメリットがある、また24時間体制で動けるということで捜査力のアップ、検挙率のアップにもつながるということですけれども、実際に交番化したということで、阿南警察署とみおか交番の運用を開始してどのような成果が今のところ生まれてきているのでしょうか。

#### 船本企画課長

阿南警察署とみおか交番の成果等についての御質問でございます。

とみおか交番につきましては、さきに答弁をいたしました中長期ビジョンを具現化したと言えるものでございまして、警察署を拠点として活動する署所在地という係がございまして、その署所在地と宝田町、見能林町、向原町の三つの駐在所を統合の上、交番化いたしまして、昨年12月1日に運用を開始したものでございます。

これまで、昼間における勤務が基本であった駐在所を統合して、24時間複数勤務体制の交番とすることで、夜間における警戒体制の強化が図られたほか、事案発生時における迅速的確な対応が可能となるなど、常時警戒体制の確立や事件・事故の抑止に成果を上げているところでございます。

具体的には、統合後の4か月間における対前年同期比でございますけれども、パトロール時間が約5割増えておりまして、所外活動の時間が大幅に増加をいたしております。また、治安情勢につきましては、刑法犯認知件数が約2割減少、交通事故発生件数が約3割減少と事件・事故ともに減少しているものでございます。とみおか交番内には、特にコミュニティスペースを整備いたしております。地元の高校生で結成された阿南高校生ボランティアと地域の安全を守る会の会員様、それと交番勤務員が連携をいたしまして、防犯キャンペーンを実施するなど、地域の自主防犯活動の拠点としても活用しているところでございます。

#### 岩佐委員

今のお話で、4か月間の成果というか効果としては、パトロール時間が増えて事件や事故の件数が減っているということは、交番化したことによるメリットが出てきているのではないかというふうに思います。ただ、さきにも若干述べさせていただいたのですが、今まで駐在所があった近所の方であれば、そこに警察官がいるというような安心感はあったと思います。

私も以前は交番と駐在所の違いがはっきりしていなかったもので、同じようなものだというイメージを持っている方もまだまだいると思います。駐在所であれば、夕方になれば警察官の任務は終わってしまって、対応は若干できるのかもしれませんが、夜間の対応ができないということがあったと思います。それが交番化することによって、夜間でも

対応できることが抑止効果等にもつながっている部分は多分にあるとは思いますが、やはり、交番と駐在所が同じようなもの、いつでも対応してくれるというようなイメージと見解を持っている住民の方はまだまだ多いと思います。そういう意味でも丁寧な説明、交番化していくことへの説明というのにも必要ではないかと思っております。

そういうことも含めて、県警察としては県民の声を聞くために、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンに関してのパブリックコメントを実施したと伺っていますが、パブリックコメントに対してどのような御意見が寄せられたのか、その結果について教えてください。

船本企画課長

先般実施しましたパブリックコメントの実施結果についてでございます。

地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンに基づく、今後、具体的な計画を立案するに当たりまして、本年3月4日から4月3日までの1か月間パブリックコメントを実施いたしました。その結果、193件の御意見が寄せられました。

具体的には、県下全域で24時間体制の警察施設が増えることは安全安心でありますとか、山間部等には駐在所を残してほしい、また少し遠くなっても24時間体制の交番があるほうが心強いなどの御意見が約6割、60パーセント寄せられました。一方で、駐在所が近くにあったほうが安心でありますとか、統合によってパトロールの時間が減るのではないかなどの御意見も2割弱で約17パーセント寄せられたものであります。このほか、市町村等と連携し住民の理解を得られるよう進めてほしいでありますとか、子供の通学時間帯にパトロールを強化してもらいたいなどといった警察活動に関する御要望も2割強で約25パーセント頂いたところでございます。

岩佐委員

1か月間で193件ということで、6割が24時間体制になって安心である、また駐在所を残してほしいという部分は、ビジョンにも山間には駐在所を残すということに当たると思いますが、安心安全であるというような御意見もある一方で、先ほどの約17パーセントに関しては駐在所がなくなるということに関しての不安な声もあるということなので、不安な声にもしっかりと対応していただいて、丁寧な説明というのをしていかななくてはいけないのではないかと思っております。

今回のパブリックコメントの声等を踏まえまして、今後、このビジョンを実現していくにはどのようなスケジュールで、どのように行っていくのか、その方針を最後にお伺いさせていただきます。

船本企画課長

今後の方針についての御質問でございます。現在、本ビジョンやパブリックコメントの結果も踏まえまして、県下全域における交番・駐在所の統合や管轄区域の見直しを行っているところでありまして、本年度中にも、具体的計画を立案、公表できますように準備を進めているところでございます。この計画案につきましては、当委員会においても御議論を頂く予定としております。よろしく申し上げます。

もとよりでございますが、本施策の推進に際しましては、地域住民の方々の御理解と御協力が必要不可欠でありますので、より一層、丁寧な説明を心掛けてまいる所存でございます。

岩佐委員

重ねてにはなるとは思いますが、警察に求められている住民の方の思いとしては、事件・事故への的確な対応であったり、初動捜査であったり、先ほど来ある検挙率のアップ、そういうのにもつながるといのが一番この中長期ビジョンにおいても重要な部分だと思います。

先ほどの約17パーセントの不安な声があるということをしつかりと踏まえていただき、丁寧な説明の上に、しっかりと徳島県の検挙率、目標数値は当然100パーセントですけれども8割から更に高まっていくような、安全安心な暮らしの確保に向けての警察であるように、このビジョンを進めていただきたいと要望して終わります。

岡田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時55分）